

49 授業料徴収期日の変更に関する校則改正（昭和十一年二月）

（欄外注記1）

<p>起 案 昭 和 十 一 年 二 月 十 八 日</p> <p>主任（高田印）</p>	<p>起 案 昭 和 年 月 日</p> <p>主任</p>
<p>学務部長（白戸印） 視学官（式階印） 学務課長（池田印）</p>	<p>部長 課長</p>

(欄外注記2)

進	中央大学商業学校 学則変更ノ件開申 (授業料徴収ノ件) 右第三式經由印ヲ捺シ 文部大臣へ進達可然哉	達	下	付
			同上ニ対スル	
			右 へ送付可然哉	

(欄外注記3)

往	第一一七七五号 別紙附箋ノ件取調 至急御回答相成度 昭和十一年二月八日 東京府学務部学務課 神田区駿河台 中央大学商業学校 設立者殿	文	復	長	課長	主任	文
			第	号			

(欄外注記4)

中央大学商業学校校則中授業料徴収ニ関スル件改正申請書主務省ニ御進達被成下度此段及御願候也  
昭和十一年十二月十八日

進 達 願

中央大学商業学校設立者  
財団法人中央大学

理事 原 嘉道 印

東京府知事 横山助成 殿

下 札

校則改正理由

授業料徴収ハ月額納入ヲ原則トスルヲ妥当ト認メ從テ納入期日ヲ変更スル必要ヲ生シタルニ因ル

中央大学商業学校校則「第七章 学費」

第十五条 授業料ハ一ヶ月金四円五拾銭トス毎月二十八日限り

納付スヘシ(八月不要)

中央大学商業学校授業料徴収ニ関スル校則改正案

授業料徴収方ニ関スル校則第十五条ヲ別紙ノ通改ム

(現行校則添付)

中央大学商業学校校則

本校設立趣旨

我国に於て農商工等の産業を大いに発達させねばならぬことは今更言ふ迄もない。併し之を発達させるには其事業に従事する人々に適當なる教育を授けることが大切である。而して其の教育の程度には中等のものあり高等のものもあつて今や全国に兩種の学校が沢山あり政府でも特に之を保護して居ることは誠に喜ばしい。併し中等教育と高等教育とを比べて我国で何れの方が目下一層大切であるかと言へば何れとも言ふことは出来ぬ。両方共大切である。然るに動もすると中等教育を思の外軽く見る傾向のあることは口惜しきことである。凡そ国家の富強は昔からの歴史を觀ると中等階級が確つかりして居るかどうかとい

ふことに在つた。中等階級が衰亡するのは即ち国力が衰亡する徴候であつた。今我国でも貧富の懸隔が甚たしくなり中等階級が振はなくなる模様が見えるのは国家の為め大いに心配せねばならぬ。中等階級の人々が確つかりして此心配が取除かれるのにはどうしても中等教育を盛んにせねばならぬ。又一方我国の産業界を見るに、これは世界の強国の内で最も振はないものであるがこれも産業界に確つかりした人物が少いからである。特に実際仕事に従事する人々の能力と人格とが幼稚である為めである。又現在実業界にて多数の人々を使つて居る人の実験談によると事業界では其の学歴は余り高くなくとも実際の仕事に就いて活きた才能があり勤勉直なる若い人々を最も多く必要とする。而して斯ういふ人々は昔と異つて今では心掛け一つで働き乍ら更に学問の研究も相当に出来るのであるから実務と学問とが並び進んで往く為めに成功の望みが確かであるとのことである。斯う考へて見ると中等程度の実業教育は其の高等教育と少しも劣らぬ程大切なものであるといはねばならぬ。然るに我国の中等学校は其数が不足して居て此要求に応ずることが出来ない有様で入学難、試験地獄等の声が大いに起つて居る。これは国家の為め残念なことである。我中央大学は右のことを考へて校舎の一部を開放し此教育上の欠点を幾分なりとも補ふ為めに茲に甲種商業学校を設置したのである。右の次第であるから本校は父兄の力で通学する者の外昼間何れかに勤務して自力で勉強し向上せんとする健気なる青少年諸君を歓迎して懇切に教育する。

中央大学は明治十八年に創立せられ今日迄五十年の光輝ある歴史を有つ大学である。其教育の仕方は質実剛健といふ四字で常に言ひ現はして居り穩健着実なる人物を養成することになつて居る。今回の商業学校に就ても矢張同様の精神で学生を教育することは勿論である。吾々は何所迄も智育、徳育及体育の三つを併せて実施し以て伸び伸びした気持の良い円満なる人物を養成する。考へて見るのに斯様の精神で教育を受けて成業した人々が実業に多く関係して実際の仕事に専心従事することになれば我国の中等階級は次第に力と数とを増すことになり産業界は著しく発展すると思ふ。これが本校を設立することにした趣意である。

## 校 則

### 第一章 目的

第一条 商業学校規程ニヨリ商業ニ従事セントスルモノニ夜間必須ナル教育ヲ施シ且公民トシテノ徳性ト知能トヲ涵養スルヲ以テ目的トス

### 第二章 修業年限

第二条 修業年限ハ四年トス

### 第三章 学年及学期

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル



第七章 学費

第十五条 授業料ハ(朱書)一ヶ月金四円五拾銭トス毎月二十八日限

リ納付スヘシ(抹消)(八月不要)

一ヶ月四拾九円五十銭トシ左ノ三期ニ納付スヘシ 但シ当

分月額四円五拾銭ツ、(八月ヲ除ク)分納ヲ妨ケス

第一期四月(二十円) 第二期九月(十五円) 第三期一月

(十四円五拾銭)

第十六条 考查料ハ金貳円トシ入学願書ニ添ヘテ納付スヘシ

第十七条 入学科ハ金貳円トシ入学ノ際授業料ト共ニ納付スヘシ

第十八条 在籍生徒ニシテ授業料ノ納付ヲ怠ル時ハ保護人ニ請求シテ之ヲ納付セシム

第十九条 既ニ領収シタル学費ハ如何ナル事由アルモ之ヲ返付セス

第八章 修了及卒業

第二十条 修了又ハ卒業ハ平素ノ学業成績及操行ヲ考查シ之ヲ定ム

第二十一条 各学科目ノ評点ハ百点ヲ以テ満点トシ一科目ノ得点五十点以上平均六十点以上ヲ以テ及第トス

第二十二条 第四学年ノ考查ニ及第シタルモノニハ卒業証書ヲ授与ス

第九章 賞罰

第二十三条 學術優等、品行方正ニシテ他生徒ノ模範トナルヘキ者ニハ優等生トシテ賞状若クハ賞品ヲ授与シ又ハ特待生ト

シテ授業料ヲ免除シ之ヲ優遇スルコトアルヘシ

第二十四条 命令規則ニ背キ其ノ他生徒タルノ本分ニ違フモノハ其ノ輕重ニヨリ訓戒、停学、除名、放校トス

第二十五条 左ノ一項ニ該当スルモノハ退学ヲ命ス

一、品行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三、引キ続キ一ヶ年以上欠席シタル者

四、正当ノ理由ナクシテ一ヶ月以上欠席シタル者

五、出席常ナラザル者

第二十六条 本則施行上必要ナル細則ハ別ニ学校長之ヲ定ム

附則

一、本則ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一、本則施行ノ際現ニ第二学年以上ニ在学スル者ニ課スヘキ

学科課程ハ現行ノ商業学校規程ノ範圍内ニ於テ新旧学科

課程ヲ斟酌シ学校長之ヲ定ム

昭和十年四月

東京市神田区駿河台三丁目九番地

中央大学内

文部大臣 認可 中央大学商業学校

電話神田 (25) 三〇一五 三〇一六

(中央線御茶ノ水駅又ハ万世橋駅ヨリ五分) 市電小川町又ハ駿河台下停留所ヨリ三分)

(下札)

文部大臣宛

設立者

別紙ノ通学則一部変更致候間此段及開申候  
右ノ通ノ文案ニテ二通ノ進達願添付ノ上(別紙訂正ノ学則ヲ付  
ケ)提出ノコト

(東京府学務部学務課)

(欄外注記1)

「收受亥学第一一七七五号」「判決二月二十二日」「施行二月二十  
四日」

(欄外注記2)

「完結」

(欄外注記3)

「東京府収受・昭和十一年二月十四日」

(欄外注記4)

「東京府宿直・昭和十年十二月十八日・亥学第一一七七五号」

(昭和十一年学務課私立学校第一種冊の九十五  
319 D4 11)